

かたの民報

2019年11月24日
NO. 1713

【発行】
日本共産党
市会議員団
ご相談は市役所
議員団控室へ
私部1-1-1
☎892-0121
(内線301)



さらがい ふみ
星田7-44-21
☎894-2835



藤田 まり
私部西2-16-13-310
☎397-3027



北尾 まなぶ
倉治7-8-7
☎893-3163

審議会では「否決」されたのに！ 市は、ゆうゆうバス廃止前提の方針変えず

「ゆうゆうバス」廃止を前提に、これに代わる外出支援策を検討していた「地域福祉計画推進審議会」は11月13日、事務局（市福祉部）からの答申案を反対多数で否決しました。
しかし、市は11月20日の議会全員協議会で、ゆうゆうバス廃止前提の方針を変更せず、市としての代替案を来月にも策定し、パブリックコメントを行うことを表明しました。

審議会は反対多数で否決

ゆうゆうバスに代わる外出支援策として、審議会に事務局（市福祉部）が出した答申案は、ICカード購入時の補助、現行の要介護3以上・重度障がい者のタクシー助成の拡充などで、新たな交通手段の提案はなく、ゆうゆうバス廃止で多くの市民の交通手段がなくなることが危惧されていました。

11月13日の審議会では、「外出支援策はもっと協議が必要」「今後の公共交通について将来的なビジョンの検討もなく、ゆうゆうバスの廃止は認められない」などの意見があいつぎ、採決の結果、答申案は反対多数（賛成7、反対8）で否決されました。



あまりに強引！審議会を無視

ところが市は、11月20日の議会全員協議会で、「審議会から答申には至らない」との報告を受けたが、市として、ゆうゆうバス廃止前提の検討が必要だとの考え方に変更はない。市としての案を来月にも策定して議会に報告し、パブリックコメントを行う」と述べました。
事務局である市福祉部が示した案が、審議会で否決されたのに、その結果を無視して、市が短期間に新たな案を策定するというのは、あまりにも結論ありきの強引な進め方です。

ゆうゆうバス廃止前提でなく、地域の公共交通・交通手段のあり方全体の検討をあわせてすすめる必要があります。

審議会や市民の声を無視した、ゆうゆうバス廃止強行はみとめられません。

